

2018年3月

日 EU 間相互の十分性認定に向けた作業の動向

日本は、GDPR の発効を 2018 年 5 月 25 日に控える EU との間で互いに十分性を認定すべく鋭意交渉してきたわけですが、いよいよその時が近いかもしれません。2018 年 2 月 9 日に開催された第 53 回個人情報保護委員会の議事録によれば、EU 域内から十分性認定を受けることを前提に、EU から移転されてきた個人データの取扱いについて、特に定める新ガイドラインの方向性について検討がなされました。

1 本委員会の示したガイドラインの方向性

個人情報保護委員会（以下「PPC」といいます。）と欧州委員会（以下「EC」といいます。）は、一昨年から、日 EU 間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みを構築すべく交渉を重ねており、その行方が注目されていました。

PPC は EU から十分性が認められた場合も法改正せずに EU 域内から移転された個人データの取扱いに関するガイドラインを策定して対応する方針であり、2018 年 2 月 9 日に開催された第 53 回個人情報保護委員会で、EU 側から指摘された下記(a)~(e)の五点について、新ガイドラインの方向性が検討されました。

<p>(a) 要配慮個人情報の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> EC からの指摘 <ul style="list-style-type: none"> EU では性生活・性的指向・労働組合に関する情報がセンシティブデータと扱われるが、日本では要配慮個人情報とされない。 ガイドラインの方向性 <ul style="list-style-type: none"> EU から移転された個人データでは、性生活・性的指向・労働組合に関する情報につき要配慮個人情報と同様の取扱いを行うこととする。
<p>(b) 保有個人データの範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> EC からの指摘 <ul style="list-style-type: none"> EU では保有期間にかかわらず全ての個人情報について開示・訂正・利用停止等の請求権が認められるが、日本では 6 か月以内に消去することとなる個人データについては開示等の請求権が認められない。

<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインの方向性 <ul style="list-style-type: none"> EU から移転された個人データについて、6 か月以内に消去することとなる個人データについても保有個人データとして扱うこととする。

<p>(c) 利用目的の特定</p> <ul style="list-style-type: none"> EC からの指摘 <ul style="list-style-type: none"> EU では、第三者から提供を受けた個人情報の利用目的は取得時に特定された利用目的に制限されるが、日本では個人情報保護法にこれを直接規定する条項がない。 ガイドラインの方向性 <ul style="list-style-type: none"> EU から移転された個人データについて、確認記録義務を通じて確認した利用目的の範囲内で利用目的を特定し、その範囲内で当該個人データを利用することとする。

<p>(d) 日本から外国への個人データの再移転</p> <ul style="list-style-type: none"> EC からの指摘 <ul style="list-style-type: none"> 日本から EU 以外の外国への個人データの再移転につき、保護レベルの確保を明確化すべき。 ガイドラインの方向性 <ul style="list-style-type: none"> EU から移転された個人データについて、本人同意に基づき再移転する場合には、本人が同意するために必要な移転先の状況についての情報を提供し、提供先の体制整備をもって再移転する場合は、契約等により個人情報保護法と同水準の保護措置を実施することとする。

<p>(e) 匿名加工情報</p> <ul style="list-style-type: none"> EC からの指摘 <ul style="list-style-type: none"> EU では加工方法に関する情報が残存している場合、安全に分離保管されていても再識別の可能性があるとして匿名化とはみなされない。 ガイドラインの方向性 <ul style="list-style-type: none"> EU から移転された個人データについて、個人情報保護法上の匿名加工情報として扱おうとする場合は、加工方法に関する情報を削除し、再識別を不可能なものとする。

2 今後の展開

EC と PPC は、2018 年第一四半期の最終合意を目指してきましたが、新ガイドラインの方向性が具体的に検討されていることから、その実現も近いのではないかと注目されています。

なお、日本側の EU 諸国に対する十分性認定のための個人情報保護委員会規則改正作業¹⁾は、意見募集結果の公示まで進んでおり、委員会規則では十分性認定の基準のみを定め、具体的な外国の名称については別途告示で定めることとなります。

【監修者】 パートナー弁護士 生田美弥子

http://www.kitahama.or.jp/lawyers/detail.php?contents_id=SY02013110500000010

【執筆者】 弁護士 細井 南見

http://www.kitahama.or.jp/lawyers/detail.php?contents_id=SY020161205140712146

本ニュースレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニュースレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニュースレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニュースレター係
(TEL: 06-6202-1088 E-mail: newsletter@kitahama.or.jp)

〔大阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業
〒541-0041 大阪市中央区北浜 1-8-16 大阪証券取引所ビル
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080・9550

〔東京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サビアタワー14F
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

〔福岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所
〒812-0018 福岡市博多区住吉 1-2-25
キャナルシティ・ビジネスセンタービル 4F
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp>



ⁱ 個人情報保護法における匿名加工情報は、あらゆる手法を用いて再識別ができない程度の匿名化を求めるものではなく、一般人及び一般的な事業者の能力、手法等を基準として再識別ができないような取扱いがなされていけばよいとされており、必ずしも再識別に必要な情報を消去する必要はないとされています。

これに対し、GDPRにおいては、不可逆的な方法で匿名化され、再識別に必要な情報は別に保管する場合を「仮名化」と呼んで「匿名化」とは区別しています。日本の個人情報保護法にいう「匿名化」は、GDPRの下での仮名化に該当する可能性はあっても、匿名化には該当しないと考えられます。

ⁱⁱ 個人情報保護法施行規則第11条を新設することとされています。具体的な条項は以下に公表されています。

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/300126_siryu4-3.pdf